



平成 21 年9月4日

各 位

会 社 名 株式会社ア イ・ピ ー・エ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 渡 邊 寛
(JASDAQ・コード4335)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 久下 直彦
電 話 078 - 361 - 0040

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年9月4日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年9月 29 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が、平成 21 年1月5日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成 21 年1月5日の同法の施行を効力発生日として、定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当社は、株券を発行する。 第8条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第 10 条～第 33 条 (条文省略) (新 設)	(削 除) 第7条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第9条～第 32 条 (現行どおり) (附則) 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成 22 年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年9月 29 日(火曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年9月 29 日(火曜日)

以 上